

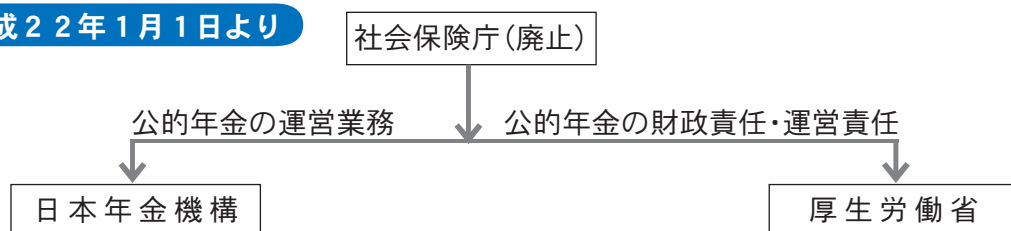
社会保険庁は廃止され、

「日本年金機構」が来年1月1日からスタート！

- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。
- 今後は厚生労働省又は日本年金機構の名義でご案内させていただくことになりますが、国民の皆様は何らかの手続きをしていただくことは一切ございません。
- 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについてはこれまでと変わりません。

国民の皆様への信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

平成22年1月1日より



送付された所得税申告用年金保険料納付分の「社会保険料控除証明書」は年末調整や確定申告を行う際まで大切に保管を！

<早分かりQ&A>

Q、社会保険料控除証明書とはどのような人がどのようなときに必要なのですか。

A、今年所得のあるすべての方が必要です。今年納めた国民年金保険料の全額が確定申告時において控除の対象となります。

Q、「社会保険料控除証明書」に記載されている月分の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか。

A、今年度分として申告できます。「社会保険料控除証明書」に後から納付した保険料分の「領収証書」も必ず添付する必要があります。

Q、家族の保険料を納付した場合も申告することができますか。

A、世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

Q、今年に入って国民年金に加入し10月から保険料を払い始めたのだが、そうした場合控除証明書は発行されないのか。

A、上記の方のような場合は平成22年2月に10月1日から12月31日までに納付した保険料分の控除証明書が送付されます。

<問い合わせ先>

※再発行を受け付けます。

控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-070-117

又は熊本東社会保険事務所 ☎ 096-367-8144

対応時間 平日 8:30～17:15

国民年金保険料は、税の申告をする際、納めた全額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられています。このため、平成21年1月1日から9月30日までの期間に国民年金保険料を納付された方には11月、「社会保険料控除証明書」が社会保険庁から送付されています。証明書は、年末調整や確定申告を行う際まで大切に保管してください。